

学校施設活用型コミュニティハウス管理運営業務委託等における不適切な事務処理について

旭区における、令和4年度の学校施設活用型コミュニティハウス管理運営業務委託^{※1} 2件について、委託契約書を取り交わさず、委託料の支払をしないまま、事業者に当該施設の管理・運営を履行させていたことが判明しました。

また、このことを受け、課内の契約事務を点検したところ、子どもの遊び場管理運営委託^{※2}についても、同様の状況であることが判明しました。

事業者の皆様には、多大なるご迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。また、施設をご利用の皆様、区民の皆様にご心配をおかけしましたこと、お詫び申し上げます。

※1 学校施設活用型コミュニティハウス管理運営業務委託

学校施設活用型コミュニティハウス（学校施設を活用し、地域の方々に、身近な生涯学習や地域活動の場として利用いただく施設）の1年間の管理・運営を委託し、四半期ごとに委託料を前払（例：4月に4～6月履行分、6月に7～9月履行分を支払う）する形態の契約。事業者は前年度中に選定を行う。

※2 子どもの遊び場管理運営委託

子どもの遊び場（遊休地等を暫定的に利用し、子どもが健康的で安全に遊ぶことのできる施設を、地域の協力によって設置・運営する施設・区内17か所）の管理・運営を、1年ごとに地元の管理運営委員会に委託し、委託料を一括で前払（管理運営委員会の請求により支払う）する形態の契約

1 経過

(1) 学校施設活用型コミュニティハウス管理運営業務委託（2件）

令和4年3月 旭区地域振興課の職員Aは、2件の委託契約について事業者選定の手続及び見積書の徴収を経た後、委託契約書の取り交わしを失念

4月1日 2事業者が令和4年度の管理・運営を履行開始

5月 職員Aは決裁を取らないまま契約書を作成し、事業者Xに渡す。

6月8日 事業者Xから職員Aに4月支払分（4～6月履行分）の委託料が支払われていない旨の連絡があり、職員Aは係長及び課長に報告したが、その後事務を進めなかった。

6月中旬～9月 事業者X及びYから、職員Aに数回の督促があった。

10月3日 事業者Xから職員A及び係長に、委託料が支払われていない旨の電話連絡があり、係長から職員Aに支払事務を進める指示を出した。

10月17日 係長が職員Aに支払事務の進捗確認を行ったところ、未了であることに加え、委託契約書が取り交わされていないことが判明。また、本来は年4回に分けて委託料を支払う必要があることを認識

10月19・21日 事業者X及びYに経緯の説明と謝罪

10月21日 課内の契約事務の点検を行ったところ、職員Aが担当する子どもの遊び場管理運営委託業務についても、委託契約書を取り交わさず、委託料の支払をしないまま、事業者に当該施設の管理・運営を履行させていたことが判明

(2) 子どもの遊び場管理運営委託（17件）

令和4年1月 職員Aは、17事業者に対し、令和4年度の運営委託に関する契約書類を2月に送付する旨を通知

令和4年3月 職員Aは、見積書の徴収及び委託契約書の取り交わしを失念

4月1日 17事業者が令和4年度の管理・運営を履行開始

6月～10月上旬 この間、職員Aに事業者4者から委託契約書類が送付されていない旨の問合せあり。職員Aは決裁を取らないまま契約書を作成し、事業者4者に送付。その後、事業者から請求書が提出される。

職員Aは、委託料の支払について事業者から問合せがあったことを係長に報告。係長は、事務を早急に進めるよう指示

この後、職員Aは事務を放置したまま失念してしまった。

10月21日 10月17日に学校施設活用型コミュニティハウス管理運営業務委託における不適切な事務処理が判明し、課内の契約事務の点検を行ったところ、本委託について、17件の契約締結の未了と、4件の未払が判明

2 原因

職員Aは契約締結事務及び支払事務の不履行について認識はしていたものの、業務繁忙により複数業務を進める中で放置・失念してしまいました。

係長、課長は、職員Aが在課年数が長く当該事務に対し経験のある中堅職員であったため、正確な状況を把握することなく、業務を任せたまにするなど、組織としてのチェック体制が機能していませんでした。

3 事業者へ未払金の状況

(1) 学校施設活用型コミュニティハウス管理運営業務委託

事業者に対して、3期分の委託料 25,796,499 円が未払となっています。

<内訳>

	受託施設数	未払金額
事業者X	4 施設	20,623,000 円
事業者Y	1 施設	5,173,499 円
合計		25,796,499 円

(2) 子どもの遊び場管理運営委託

4事業者に対して、委託料 136,000 円（34,000 円×4事業者）が未払となっています。

4 今後の対応

(1) 学校施設活用型コミュニティハウス管理運営業務委託

速やかに契約手続を行ったうえで、令和4年4月支払分（4～6月分）、6月支払分（7～9月分）、9月支払分（10～12月分）の委託料については、10月27日に支払手続を行いました。

(2) 子どもの遊び場管理運営委託

17事業者に対し早急に経緯の説明と謝罪を行います。その後、速やかに契約手続を行ったうえで、委託料の支払を進めていきます。

5 再発防止策

今回の事案を受け、事務の進行管理を一覧にして、複数人で進捗を管理する体制を徹底します。また、業務の状況確認の頻度を上げ、進捗に遅れが出る可能性がある業務については、早急に課内で対応していきます。以上の対策をとり、二度と同じ誤りが起こさないようにしていきます。

お問合せ先

旭区地域振興課長 中村 一己 Tel 045-954-6090